

市民検証委員会第7回会議議事録

日時：平成23年8月29日（月）午後6時～

会場：市役所本庁舎5階 第3会議室

1 開催日時

平成23年8月29日（月）午後6時から8時まで

2 開催場所

市役所本庁舎5階 第3会議室

3 出席者の氏名

(1) 委員 高佐智美座長 佐々木勲副座長 後藤純委員 染谷勝之委員
谷田部誠一郎委員 宮本節子委員 進藤紀一委員 小俣克彦委員
江田成美委員

(2) 事務局 みんなでまちづくり課 榎本課長 巖上主任 祖伝主事
市民活動センター 藤倉所長

4 会議の議題

- (1) 前回の確認について
- (2) 条例第10～11章の検証について
- (3) 条例全体の検証見直しについて
- (4) その他

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者数

1人

7 会議の内容

別紙 議事録（概要）のとおり

8 議事録署名人の選出

谷田部委員、宮本委員

議事録

【事務局】

定刻になりましたので、草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会第7回会議を開催いたします。

会議を始める前に、事前にお配りさせていただいた資料の確認と説明をさせていただきます。

資料につきましては、前回の続きからということで、前回お配りしました章ごとの検証資料と、札幌とニセコの条例に関する資料を使用します。追加資料としまして、今回送付しました第29条と第30条についての資料（資料1）があります。

また、今回は、章ごとの検証が一通り終了し、全体の見直しがありますので、今までにいただいたご意見について、いくつかのポイントを絞ってまとめた資料（資料2）を使用したいと思います。

さらに、前回会議で、この条例の制定経緯に関していくつか質問があり、委員から資料提供がありましたので同封させていただきました。後ほどご説明をいただく予定です。

資料の説明は以上になりますが、お手元にはない資料はございますか。それでは、次第にそって進行いたします。

はじめに、高佐座長よりご挨拶をいただきます。

【座長】

【座長 あいさつ】

【事務局】

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。高佐座長よろしくお願いします。

【座長】

はじめに、会議の公開について、委員の皆様におはかりいたします。草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会設置要綱の第7条によりこの検証委員会の会議を公開としてよろしいでしょうか。

出席委員の異議がなければ、傍聴を許可します。

次に、議事録の署名人について2名指名いたします。本日は、委員名簿の順番で、谷田部委員、宮本委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、次第にそって進行していきたいと思います。

1. 前回までの確認について

事務局より資料について説明があります。

【事務局】

資料についてご説明いたします。

資料につきましては、前回第1～5章及び9章の検証を終了しましたので、条文毎に意見をまとめたものをご報告します。

【第1～5, 9章各条のポイント報告】

資料の説明につきましては、以上になります。

【座長】

ありがとうございました。それでは、資料について、委員の皆様のご意見等はございますか。

【座長】

特になければ、次の議題に入ります。

2. 第10章及び第11章の検証について

第10章及び11章について、確認していきたいと思います。

資料について事務局より説明があります。

【事務局】

それでは、資料についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

前回途中で終了しました第29条について、この検証結果はどうなるのかというご意見もありましたので、この場で検証のスケジュールをお話させていただきます。

市民検証委員会は、本日までで、7回の会議を開催しておりますが、予定としましては、あと2回の全体の見直し、5年後の検証のポイントを整理した上で、最終的に、皆さまを委員として委嘱しました市長へ検証結果の報告を行います。

庁内検証委員会では、繰り返しになりますが、本日の会議ですべての章の検証が一通り終了しますので、市民検証委員会と庁内検証委員会の報告を併せて、市長へ一度途中報告を行う予定です。

また、併せて、議会に対しても会派説明を実施し、検証がどのように進んでいるか、また、どのような問題・課題があるか、どういった点を工夫すればより良い運用ができるかといった皆様からいただいたご意見を説明し、問題提起するとともに、議員の方々からのご意見をいただきます。

そして、最終的に様々な意見が出た中で、庁内検証委員会として市長報告を行います。

事務局の考えとしましては、平成24年度以降につきましては、この課題解決に向けた具体的な検討を行い、まずは規則の制定改廃等の検討・整備といった、運用を向上させるために必要なものの整備を行い、次の検証でその成果を検証します。その際、この整備後の運用でうまく動くようなら良いですし、更なる課題解決に向けた整備が必要なら提起していただき、やはり根本から条例自体に課題があると判断したときには条例改正に向けた検討を行っていくという考えでおります。

改正が必要と判断した場合、手続は、行政が執行部として条例改正案を議会へ上程するほか、会派説明後に議会として検討を重ね、議会提案として上程する場合も考えられます。

今後の検証の流れは以上ですが、条文としましては、5年ごとの検証が明記され、現在それに従い検証を行っておりますが、前回意見にありました検証方法等の整理についても、今後検討していきたいと思っております。

続きまして、11章の資料説明に入ります。

-第11章（委任）-

【条文音読】

【条文説明】

ここでいう内容は、この条例の施行にあたり必要な制度や具体的事項については、別の条例や規則等に委任するというもので、この条例に定められている情報公開や個人情報保護、パブリックコメント、ふるさとまちづくり応援基金などについては、それぞれ別の条例等で定められています。

前回あった、これら以外の自治基本条例と関係のない条例等の中に、条文として自治基本条例が入っているかというご意見については、第2章第5条の「他の条例などの制定改廃や計画の策定の際は、自治基本条例の趣旨を尊重する」とあり、そちらに関係すると思っておりますが、資料1をご覧ください。

まず、条例と各種計画との関係からご説明させていただくと、草加市では、平成12年12月、平成27年を目標年次とする第三次草加市総合振興計画基本構想（以下、基本構想）「快適都市一草加

一」を策定しました。

この基本構想を実現するため、施策を体系化し、部門毎の「施策の意図」を明確にする中で「施策（基本事業）の指標となる基本計画を定めており、さらに、今後の社会・経済状況等の変化に弾力的に対処し、基本計画を実効性のあるものとするため、実施計画を策定しております。

こういった基本計画や実施計画の目標値を達成するための手段・ツールとして事務事業（例えば、みんなでまちづくり課の事務事業で言うと、町会・自治会活動促進事業や市民活動促進事業、コミュニティセンター等管理事業などです。）があり、市の事務事業はすべて基本構想の実現のために実施されているわけです。

話は戻りますが、この基本構想と基本計画の策定の根拠は自治基本条例第11条第1項なので、すべての事務事業が自治基本条例によって支えられていることがわかります。

しかし、自治の基本・大原則として自治基本条例を定めているため、それぞれの個別の条例については敢えて「自治基本条例の趣旨に則り」といったように、一つ一つ条文として引用するということはしていないのが現状です。

一部、定義の引用等により、条文として自治基本条例の趣旨が入っているものがありますので紹介させていただきます。

定義の引用としましては、

- ・草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例
- ・草加市景観条例
- ・草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例

というものがあります。

条例によっては、子どもを対象とするものや例えば75歳以上の高齢者を対象とするというように、年齢や収入、住居地域等、様々なくくりで対象をわけているものがありますが、そうではなく、草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体を一般的に市民として定義可能な条例については、「自治基本条例第2条第1号に規定する市民」とし、そこから事業者を除くものといったように、条例の趣旨を反映し、条文に引用しています。

また、まちづくり登録員となっている地域まちづくり団体につい

て、

- ・草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例
 - ・草加市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則
- において、

また、開発の方の条例を準用する

- ・草加市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例
- ・草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例

の中で、

周辺住民や関係住民として位置付けられ、開発事業者に説明を求め、または意見を述べるができることと定められています。

このように、一部、条文として自治基本条例が直接関係づけられているものもあります。

資料の説明につきましては、以上です。

【座長】

それでは、何かご意見はありますか。

【委員】

今、お話いただいたのは、2番の10章と11章の説明でしょうか。

【事務局】

そうです。10章・11章の中で、10章については検証という項目です。その中で、前回、この検証のスケジュールがどのように進むのか、というご意見をいただきましたので、先程スケジュールを説明させていただきました。11章につきましては、この条例の施行については別に定めるという意味の条項になっておりまして、前回、みんなでまちづくり自治基本条例に関連する条例は他に定めており、条例の趣旨を反映させているのは当然ですが、一見全く関係なさそうな条例についても、制定・改廃の時に意識しているのですか、というご意見がありました。その資料として提供させていただきました。基本的に草加市の行政は基本構想から基本計画、その下の各種計画に基づいているものです。その基本構想や基本計画がみんなでまちづくり自治基本条例に基づいて定められているものなので、根本は自治基本条例にあるという理念について説明しました。具体的にプランを作る時に意識しているのかという中で、現状としては計画の中にこのように書かれていますよ、というもので

す。

【委員】

10章と11章の説明の中で、自治基本条例が基本構想や基本計画とこのように関わっていますよという話を聞きましたが、我々が行ってきた自治基本条例の検証は、基本的な構想や計画まで変えられるととってもいいのでしょうか。全ての基本となるのは、現在検証している自治基本条例であるということは、この自治基本条例を検証することにより、最終的には基本構想や基本計画まで影響し、構想や計画が変わる可能性があるということでしょうか。

【事務局】

あくまで最高規範としての位置づけですので、基本構想や基本計画は自治基本条例に基づいたものとなっております。ですから、自治基本条例の中で、例えばその理念的なものが十分反映されていない場合は、次の計画の際には反映させていくことになります。

【委員】

配られた資料を読むと、そうではない気がします。自治基本条例という独自のものであって、草加市の最高規範かもしれないけれど、草加市の意思決定の全ての基本になるということは書いてないと思います。もしそうだとすれば、我々がやっていることは、とんでもない検証なのではないかという気がするのですが。

【事務局】

自治基本条例の中にはいろんな課題があります。

【委員】

課題がありすぎるからそう思います。基本計画がこの自治基本条例に左右されるようなものでは本来困るわけではないですか。

草加市の行政は基本構想や計画を基に動いていると説明を受けてきましたが、それよりも上に自治基本条例があるということは、自治基本条例を変えたら基本構想や計画が変わるのかということです。

【事務局】

あくまで理念という部分の要素が強いと思います。その中で、具体的に計画を変更する場合には、別に審議する場がありますから、自治基本条例とのすり合わせを行いながら計画を作っていきます。自治基本条例は最高規範としての位置づけとなっておりますから、そ

の理念を受け継ぎながら計画づくりを進めていくことになっていきます。

【委員】 今まで、自治基本条例が納得できないのは、その辺りにあると思います。

【委員】 自治基本条例というのは草加市の最高規範で、日本国憲法に当たるものと謳われています。そうだとすれば当然、条例の基本的な考え方が変われば個別の計画が変わっていくと思います。位置づけから見れば日本国憲法と同じであり、憲法の基本理念が変われば個別の計画が変わることが当然あると思います。

【委員】 今まで7回に渡り検証を行う中で、私の感覚としては、草加市にあるまちづくり団体がどのようにやったらまちづくりを活性化できるかということを議論する場だと思っていました。しかし、今の説明を聞くと、そうではなくて、もっと根本的なことで、まちづくり団体が行うまちづくり活動の活性化レベルの話ではないですね。だから自治基本条例が機能してなかったのだと思います。

理念は分かりますが、その位置づけを憲法にすることがよく分かりません。この自治基本条例は、まちづくり団体の活動をどのように活性化してまちをよくしていくか、そのための条例だと思っていたのですが、今の話を聞くとそうではないですね。

【委員】 我々は条例の検証をしています。基本構想と計画は自治基本条例を規範としておりますが、果たして今までやってきた自治基本条例がこのままでいいのかということを検証しています。ですから、場合によっては自治基本条例そのものを変える必要があるかもしれません。そこで、この委員会で委員のみなさんと一緒に検証していこうというのが趣旨だと思います。ですから、自治基本条例を変えることまで議論してもいいと思っています。

【委員】 では、自治基本条例を変えて、この基本計画はおかしいのではということになった時に、草加市の基本構想も見直さなければいけないのでしょうか。その辺りをきちんと整理しないと、我々が一

生懸命議論しても、また5年後に同じ議論を繰り返すことになると思います。

【事務局】

まちづくり自治基本条例は、当初の案ではどちらかというとパートナーシップ条例ということで出発したのですが、それを議案とした時、みんなでまちづくり条例として修正されました。当初はどちらかというと、市民参加条例、パートナーシップ条例という位置づけで市民の懇話会を中心に議論していただき、原案が作られました。その後、議会に諮ったところ、議会の関与によりまちづくりに関する項目（第7・8章の部分）が残りました。条例案を議会が修正し、関わっているので、（3者のパートナーシップの観点から）議会の責任も明確にしようという意味で議会に関する条項が加わったという経緯があります。

【委員】

私たちは、まちづくり団体が草加市の中でうまく活動できて、まちがよくなればいいと思っていました。しかし、そうではないということになったら、この検証はまた違うような気がするのですが。いかがでしょうか。

【座長】

最高規範であることに変わりないので、ここで検証を行い、根本的に変えなければいけないことがでてきたらそれを提案として出します。その提案に基づき、最終的には議会が判断する。ただ、どのように判断するかが不十分である、フィードバックができてないというお話が前回出ました。仮に、議会が必要性を感じたら、条例が変わり、基本計画が変わることがあると思います。もし、そのような必要性があるなら、検証委員会の意見として出していただければ、少なくともこの検証委員会の役割は果たせると思います。しかし、それをどう判断するか、最終的には議会だと思います。

【委員】

議会で判断した場合は、逆にフィードバックして、我々に説明して欲しいと思います。

【委員】

今、検証委員会で問題なのは、事務局が説明したようなことを、市民や行政がきちんと理解してないことです。事務局が整理して説

明しましたが、それが伝わっておりません。伝わっていないのは、案を作成した時にみなさんの意見を入れてないからではないかという話を前回もしました。まさしく趣旨は事務局が話したとおりです。ただ、それがきちんと伝わっていないことに、この条例が働かない原因があります。事務局でまとめていただいたことを、例えば市の職員全員が分かっているならば、この条例は広まっていきます。この委員会を含めて、事務局が説明したことがみんなに伝われば、この条例は本当にいいものなのだとすることをみなさんに分かっていただけだと思います。ですから、どうしたらこの条例が効率的に広まるかということを経験の中で考えるといいと思います。どんどんPRしてこの条例が広まっていけば、市民は直接請求までできることが分かると思います。今までそのように聞かされてないから、みなさんが感じているようなことが出てきてしまいます。それを改善するにはどうすればいいのかということを経験できる会にさせていただきたいと思っています。

【委員】

あまり馴染みがないのは、自治基本条例があっても、市民が無関心だからです。例えば、草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例について、このような条例があることを全く知らないために、結局はフン公害がなくなりません。ですから、飼い主に対して条例の周知を行い、なおかつ一般市民に対してもフン公害を防止する条例があることを広めることが必要です。みなさんが知らないからフン公害はなくなる。他の条例も同様です。1つ1つ積み重ねていけばすばらしい条例になります。見直しを行いながら、浸透するよう変えていく必要があると思います。自治基本条例は最高規範としての内容なので、しっかり検証して市長に報告したいと思っています。

【座長】

他に意見はありませんか。ないようでしたら、全章の検証が終了しましたので、再度全体の見直しに入りたいと思いますが、その前に、委員から条例制定当時の経緯がわかる資料のご提供をいただきましたので、委員からご説明をお願いしたいと思います。

【委員】

皆さんのお手元にお配りしました資料について、大まかに説明させ

ていただきます。この自治基本条例はパートナーシップ懇話会という所で始まったものです。話し合った内容を提言した結果、草加市としては、パートナーシップ条例ではなくて、みんなでまちづくり自治基本条例という形に議会が修正しました。この時に上程された条例案をお配りしました。上程された結果、単純にパートナーシップ条例という位置づけよりは、もう1ランク上の自治基本条例としての位置づけとしてもいい部分があるので、そちらに格上げをしたい。そのための特別委員会をもって検討しますということでした。そこに、結果的には先程話に出がった問題が出てきてしまった原因があるのですが、この問題も含めながら、条例制定後に3回の講演会を開催しました。特別委員会を設置して、修正案を提出した委員長に話を聞いたのが1回目です。それから2回目は、その当時、学識経験者という立場でずっと関わっていただいた先生に話を聞きました。確か、大和市の条例にも関わった方ですが、その方に条例の中身を基本的な点から説明していただきました。これが最初の年です。次の年に、提案をした前市長はどのような思いで条例を提案したのか聞きましょうということで講演をしていただきました。皆様方にその内容を見ていただけたらいいなと思って資料をお渡ししました。

次に、委員長がレジュメ書として持ってきたものの中で、自治基本条例制定議決のことが書かれた資料です。その(3)にデモクラシーについて書かれていることを発見しましたので、皆さんにお渡ししたいと思います。デモクラシーの理念についてここに書かれているので、このままでいいのかどうかということを含めてご検討いただきたいと思います。最初に市長が提案したように、パートナーシップ条例でしたらそんなに混乱することはなかったのですが、みんなでまちづくりとネーミングを変えたことにより、議会から「みんなだったら自分たちも関わるよ」という問題提起があり、特別委員会が持たれていったという経緯があります。この資料は、その時に市長が提案したもので、それぞれの条文を見ていただきたいのですが、提案した時には第22条に「みんなでまちづくり委員会」という委員会が存在していました。これを削除されてしまったことが、その後、思わしくない部分が出てきた1つの要因だと思うのです。そして、登録制度にするかしないかについても懇話会では検討して

提案しています。特別委員会により議会サイドで自治基本条例に格上げしていく時に、私たちがパートナーシップ条例として検討してきたことを多く残していただきたかったので、議員と対話をして私たちの趣旨をお話したいと言いました。その結果、議会の仕組みの関係で特別委員会と話をすることはできませんが、皆さんの意見を聞く場を作りましょうということで、2回程、話をする場を作っていただきました。この時、議会側から中間的に出された案に対して疑問点があったら質問してくださいということでしたので、質問した結果、返ってきた回答をまとめた資料がこちらです。その中で、自治基本条例が骨抜きになった原因である「みんなでまちづくり委員会」の活性化が本条例の成否につながると考えますが、なくなったのはなぜですか、という質問に対して、このような回答が出てきました。ここが大きなポイントだと思いますが、パートナーシップ条例のままであれば、先程意見があったように、まちづくりを市と協働で行うための条例であったわけです。それを特別委員会が自治基本条例に持ち上げた結果、最高規範となったのです。ですから、基本構想よりも何よりも、もっと上位に位置するものですよということを委員長がはっきりと示す中で、特別委員会で案が作られたという、自治基本条例のあらましをお話させていただきました。

【座長】 今のご説明に対して、ご意見・ご質問はありますか。

【委員】 条例が広まってない原因については先程お話させていただきましたが、それと合せて、懇話会で話し合った時点では、運用規則を作る時には、必ず市民を入れてくださいと申し上げたにも係わらず、6月に議会を通った後、10月から施行という数か月の間に規則が作られて運用されていったことにも原因があると思います。

【委員】 今の説明でよく分かったのですが、全体的に考えてこの条例が今まで機能してないのは、その辺に原因があるのですね。素晴らしい理念があっても、それを活用する道具がなければ絵にかいた餅になってしまうのではないのでしょうか。まさに、絵に書いた餅が自治基本条例だと思います。だから、我々がここで検証するのは、絵に書いた餅ではなくて、実際にこれを動かす組織なり人なり団体なり、

それがきちんと動くようなものにしていかなければいけないと思います。運用の面で全然動いてないのが今の状態です。きちんと運用できるような検証ができればいいと思います。まちづくり会議を何回か開催しているようですが、私たちが思っているような会議になっていません。結局、まちづくり会議を招集するのは市であって、市民の方からまちづくり会議を要請することはできない状態ですよね。開催してくださいと声を上げたとしても、市長なり市なりが会議を開かない限り開けません。このような問題があるからまちづくり会議を開いてくださいと言った時に、自分たちの意思で開けるような会議にしていかないといけないと思います。その辺の条文を入れていかないといけません。理念はいいですが、その理念を基に条例を動かす方法をきちんと整備しないと、この条例の検証は進んでいかないと思います。

条例の中で、まちづくり委員会があった方がいいですが、現実はありませんよね。だから、自分たちが参加できるのはまちづくり会議だけです。では、そのまちづくり会議を誰が召集するのかといたら、今は市長が召集することになっていますよね。市長が召集しない限り開けません。定例的には何回か開催していますが、それをまちづくり登録員からまちづくり会議を開けるようにしていかないといけないと思います。

【委員】

それについては、条例に盛り込むか、或いは条例はこのままにしておいて、規則や要綱で整備をして補うか、という話がありましたが、先程指摘した2点の事をうまく盛り込んでいただけるという確約があるならば、規則や要綱で整備するのも1つの方法だと思われます。そのようにするか否かはみなさんと検討したいと思います。

【座長】

いかがでしょうか。提案がありましたが、条例で明文を設けるか、規則等で運用を整備するのかという点につきまして、ご意見はありますか。

【委員】

前回の検証でもこの話が出ていましたが、結局はそのままになっているので、もう少し具体的な形でやりますよというものを出示していただけるとありがたいと思います。皆さんが納得できると思いま

す。

【委員】

具体的に教えていただきたいと思います。まちづくり応援基金は、当然、自治基本条例の中で育ってきた基金の条例ですが、基金を受けている人を登録員にできないという理由はありますか。具体的にできないという事になると、規則だけではどうにもならないので、条例を改正しなければいけないという事になります。今まで、ネックになっていたものがあれば出していただいた方が、考え方の方向性を決めやすいと思います。この話が出てから5年は経っていると思いますが、それができない原因があるのですか。

【委員】

前々から何度も申し上げていますが、応援基金を受けた人は、まちづくり登録員に登録してもらいたいというお話です。当然、自治基本条例に基づいて設置されている基金であり、それを受けるのだから、当然まちづくりをしようと思っている人たちなので、まちづくり登録員に登録してもらわないとかえっておかしいのではないですか、という話です。条例ができてから7年も経つのに、どうして登録する仕組みができないのでしょうか。以前お聞きした時に、応援基金の規則にそれが盛り込まれていれば登録してくださいと言えるのですが、それがないからみなさんの意思に任せることしかできないと回答がありました。そうであれば、先程申し上げましたように、要綱や規則で変えることが必要であり、応援基金の規則を変えるというような確約がいただけるのでしょうか。

【委員】

応援基金の運営委員をやっておりますが、かなりの数の方が基金を利用しています。しかし、自治基本条例の下に応援基金があることを殆どの方が知りません。

【委員】

ですから、そこが問題だと言っているのです。登録していただくことが義務であって然るべきではないですかということをお願いしているのです。この問題は特別委員会にあります。市長が上程した3月に、自治基本条例と応援基金条例を一緒に上程しましょうということで、2つが作られ始めました。ところが、自治基本条例は特別委員会で審議することになり、応援基金条例は予算組ができてい

るために通りました。ですから、応援基金の条例が最初に動いた時には、自治基本条例に基づいてという説明ができませんでした。そのような中で出発したのでこのような結果となりました。ですから、先程の質問は、条例ができた後、速やかに対応できなかったのかという事です。様々な問題がちぐはぐになってしまった事で、このような問題が山積しています。

【事務局】

義務化についてですが、我々もその必要性を強く感じていますので、今後、規則改正に向けて所管課と協議をしながら検討したいと思います。今、結論づけをするのは難しいですが、我々も十分認識していますので、検討していきたいと思います。ただ、現在何もやってないということではなくて、登録団体については、趣旨の説明を行っています。

【委員】

柏市は義務化しているので、できないことはないと思います。

【事務局】

この条例で謳われているまちづくり講座の場や、応援基金の公開審査会や実績報告会の入口の段階で、この自治基本条例の趣旨から講座の意味合いや基金の説明を行い、条例の中にあるまちづくり登録員に登録してくださいというお願いを行っています。

【委員】

条例をいじるばかりではなく、規則や要綱により目的を達することは可能であると我々は判断します。もし、それが約束できないなら、何のために検証しているのか分かりません。

【事務局】

様々な課題をいただいておりますので、それを何とかしたいということで検証をお願いしておりますので、条例を生きたものにできるよう、必要な整備を行っていきたいと思います。

【座長】

まちづくり会議については、登録等の活性化について基金との関連で議論していただくということで、もう1つは、先程ご指摘があった、みんなでまちづくり委員会の設置についての条文がなくなってしまうことが大きな要因ではないかということです。それに関してはいかがでしょうか。例えば、自治基本条例の中に再度盛り込

むのか、或いは別の形で検証制度を設けるのか、いかがですか。

【委員】 今回は条例の改正を見合わせて5年後に持ち越すのか、条例自体の見直しを行うのかによろと思います。

【委員】 制度設計は1番難しいところです。市民や行政を構成員とした審議委員会を作った市もありますが、委員会という組織を作る方法がいいのか、むしろ定期的に話し合える場を確保して、組織ではなく機会をもって誰でも意見が言える方がいいのか。組織を作ってしまうと市民も苦しくなります。だから、誰でも話し合える場として、みんなでまちづくり会議を定期的で開催していく。条例上は誰が発意してもいいことになっていますので、市民から発意するようになればいいのかなということが1点で、やはり全体を見ると、みんなでまちづくりの条例なので、条例の運用はみんなで進めないと、結果的にうまくいかない部分が山積されてしまいます。市民から見れば同じ計画なのに、こちらは都市計画でこちらはみんなでまちづくり課ですといった問題で、議会への対応をどうするかという話もあります。みんなでまちづくり検討室のようなものを庁内に作り、それだけを徹底的にやっていく。そこには市民の代表者を入れるとか、確実に推進していく部署を庁内に作ってもいいと思います。しかし、それがみんなでまちづくり課ではないですかという話をいつも言われます。特に、今回出ている問題で、みんなでまちづくり会議をどうするかという事があります。1番大きな問題として、課が2つ3つにまたがった時に、市民はこの方法しか解決できないと思っているから提案をしているわけで、提案をした時に、ここから先は都市計画課で、ここから先は他の課でということは分かるのですが、入口が沢山あって、出口が狭いという問題をどのようにクリアするのか。要綱を作るにしても、当然、行政の中で内部調整をしなければいけないので、その苦しさもよく分かります。みんなでまちづくり課が市民の支援をして、庁内調整をして、また新しい制度を考えるのは苦しいと思います。一言で言えば、みんなでまちづくり会議での対話の中で個別に論点を整理して、こういうことが市民の意見ですよと行政に対して言えるような場を作ること。この条例の検証を行い、多少これが根付くまでは毎月のように開催して対話

をするような場を設けることが理想です。それを作るには、登録員の数を増やさないといけないと思います。

【座長】 いずれにしても、まちづくり会議や登録制度の活性化は1つの課題ですよね。

【委員】 いろんな意見が沢山でてきて議論が盛り上がるように、いかに市民からの発意で議論をしっかりとさせていくかが大切です。それをどのようにやるかという事ですが、それはやはり市民側の責任としてやりたい。それができないのは、みんなでまちづくり会議を市長が開かないとできないからなのか、提案がないと開けないからなのかということです。月毎に議題を決めて、その議題に関係する人たちが集まって話し合う機会を作った方がいいのかということと、この3・4年で懸案だった市内の横のつながりをどうするのかについて、この検証委員会で検証する必要があると思います。そうすれば、市民の委員会を作らなくても同じ事はできると思います。

【座長】 それでは、今お話いただいた内容を踏まえて、資料2をご参照いただきながら、条例全体やまとめ、今後の検証のポイント等について、意見を伺いたいと思います。まずは、前回ご意見のありました子どもの権利について、委員からお話をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員】 前回、資料を配布していただきましたが、札幌市とニセコ町の条例を含めて、まちづくりの説明をいたします。次の世代を担う子どもたちを育てることは非常に重要です。地域活性化センターという財団法人が、毎年講座を開いています。今年はものづくりでまちづくりというテーマで、草加で行われます。昨年の講座は北海道札幌市で開催され、私たちは参加しました。皆さんにお配りした資料の一番下に地域づくりと書いてありますが、地域活性化センターが、地域づくりという冊子を毎月出しています。そこで、子ども向けのまちづくり手引書というものを作っているのがこの2つの市と町です。皆さんのお手元にお配りした札幌の自治基本条例のパンフレットは、市民向けで非常に分かりやすくできています。この条例の市

民参加の推進という所に青少年や子どものまちづくりの参加という項目があり、それに基づいて子どもの権利条例が出来ています。ニセコ町は最初に自治基本条例ができたところですが、ニセコ町の自治基本条例を調べたら、子どもの権利条例について入れ込んであります。子どもも市民の1人ではありますが、あえて条文の中に子ども向けの言葉を入れて頂きたいという趣旨で、資料提供をさせていただきました。

【座長】 これは具体的に条例の改正ということですよ。それでは、今のご提案について、何かご意見はありますか。

【委員】 札幌市では、大人向けだけではなく、子ども向けのパンフレットも作っています。今回の検証で改正したいと思います。現行の条例では、市民の中に入り込んでいるため、子どもにまで注目が行かないという部分があると思います。

【委員】 青少年や子どもという条文が入ることによって、青少年や子どもたちがまちづくりに参加できるような機会を市が作るのでしょうか。

【委員】 札幌市では、先程のパンフレットにいろんなことをやってますよという事が書いてあります。ニセコ町もやってます。

【委員】 まちづくりに興味がある人にきちんとした情報を提供しないから、こちらの味方にならないのです。子どもの頃から自分の街をいろんな面から見て、自分の住んでいる街に興味をもつ市民を増やすことが必要だと思います。市民を育てるという点では効果があると思います。興味がなかったらどうにもならないので、いかに興味がある子を育てるかという事は、街がよくなるためには必要ではないでしょうか。

札幌の場合は、先生方に副読本の編集にもたずさわっていただいたので、そのようなことができればいいと思います。

【座長】 札幌市やニセコ町は、「青少年や子ども」という文言を使ってい

ますが、どのような趣旨なのでしょうか。

【委員】 大きい子と小さい子という意味だと思っています。

【座長】 子どもの権利条約で子どもと言っていますから、18歳未満だと思えますが、なぜこのような文言の使い方をしているのか不思議です。イメージでしょうか。中高生だけではなく小学生もということで、イメージが分かりやすいのかなと思います。

【委員】 今の提起は、自治基本条例の中に、子どもたちが動ける、子どもたちなりにまちづくりに参加できるための理念を盛り込もうということですか。

【委員】 自治基本条例の中に、例えば札幌市を参考にして、子どもや青少年という文言を盛り込みたいと思います。自治基本条例では、「子ども」が「市民」の中に位置づけられていますよという意味合いです。子どもも1人の市民としての位置づけですよということです。市民というと大人だけのように見えてしまいます。

【委員】 大人になってどこに住もうと、自分が住んでいるところに興味をもってくださいよということです。興味をもつことは、自分の住んでいる街をよくする一つの方法だということを知っていただけたらいいと思います。

【座長】 特に問題がなければ、よろしいでしょうか。それでは、条例全体の見直し、今後の検証のポイントについて、資料2をご参照いただき、ご意見をお願いします。

今までのご指摘が整理されていますので、もう少し付け加えて欲しいというものなどがあればお願いします。

【委員】 資料2について、説明をしていただいた方がいいと思います。

【事務局】 【資料2の説明】

【座長】

ありがとうございました。何かご指摘はありますか。
それでは、このようなまとめでいいでしょうか。次回は今日の話
し合いを含めて、全体のまとめを行います。

【委員】

気になることがあります。条例の普及と市民への周知について
で、先程、市と市議会への周知とおっしゃられました。市民への周
知は分かりますが、市と市議会への周知はどのようにやるのかと思
ったのが1番目。情報の整理について、まちづくりの情報だけでは
なく、行政の情報も発信した方がいいと思うことが2番目です。何
をどのように評価するのかといったところで、情報が一方的だと思
います。情報の発信の仕方のところで、もう少し市民と話合っても
いいと思います。3・4は議論してきたことなのでいいと思いま
す。特に4については、育成と対話が重要だと思っているので、何
がなくても育成と対話という観点で、まちづくり基金については登
録した人しか基金をもらえない、その代り、登録した人には徹底的
に育成して支援していくことにした方がすっきりすると思います。
5年後の検証の仕方として、5年後に何を検証するのかを今からは
っきりさせておいた方がいいと思います。そうしないと、今回検証
を行って分かりましたが、何を検証したらいいのか分かりません。
今回の検証で1つだけ言わせていただくなら、総合的なまちづくり
をどうするかということです。都市計画の提案制度があるし、都市
計画のアドバイザーの派遣制度もあります。政策を合わせていけば
うまくできそうなことがあるし、特に今回、そういった意見があっ
たと思います。市民側にどのように理解してもらうかがこの検証委
員会の重点項目だと言われてしまうと、では他はどうするのかとい
うことが抜けてしまいます。総合的なまちづくりをどのようにやる
のかについて、議論してきたことを6番目に入れていただいた方が
いいと思います。

【座長】

他にご意見はありますか。

【委員】

条例の普及ですが、普及するのは当然の話で、具体的な内容につ
いては全くありません。どうやって普及するかについて、具体的に
考えることが必要です。例えば、なぜ普及しないかということにな

ると、やはり、条例の内容が難しいという問題が大きいと思います。一般市民に対して、考えさせてしまうことが大きすぎます。だから、町会・自治会でも役員会や懇談会を開いていますが、そこで1つずつ、分かりやすいところから説明していけば、一般市民の方に理解してもらえるとと思います。せつかくなので、自治基本条例を広める方法をみなさんと考えていった方がいいと思います。

【委員】 具体的に書いた方がいいと思います。

【事務局】 例えば、市民への周知に努め、裾野を広げることが条例の普及に繋がるのだというところで、そうするためにはこういうことをしたら広がるのではないですかとか、こういうことができてないから広がってないのですよというような、率直なご意見をいただいて、ここに書かれたものに付け加えて膨らませることができればと思います。

【委員】 次回以降、これについて各委員からプレゼンテーションしてもらおうと思います。

【委員】 次回の検証委員会はかなり先ですから、具体的な意見等を前もって提出していただくと思います。今の5つの事項で、先程意見があったものを加えると6つになりますが、みなさんに考えていただいたものを前もって提出していただくのはいかがでしょうか。

他に1点お話させていただきたいと思います。検証委員会での意見を事務局側で整理していただきましたが、先程、育成と対話とおっしゃられましたが、その育成の第1段階というのは、みなさんが思っている部分をどのように形にしてまちづくりをしていくかというところで、相談に応じる対応が非常に重要だと思っています。これについて、私たちはまちづくり相談を行っています。ソフト面でまちづくりへの思いを実現する相談員制度を市で確立して欲しいということ、声を大にして言いたいと思います。

【委員】 情報提供ですが、今、岩手の被災地に毎週行っております。被災地は何もなくなってしまう、コミュニティを作ることから始まって

います。そこで今活躍しているのは、コミュニティ支援員です。この人は、ハード面だけでなく、ソフト面についても相談にのります。全体を見て、市民の目線で相談にのってくれます。今、東北ではまさにそれがないともめ事が起こります。仮設住宅の家の前の舗装は、福祉なのか、建設なのか、子どもが遊んでいれば生涯学習ではないかとか、トータルで判断する人が必要です。みんなでまちづくり自治基本条例なので、当然、自治という視点ですが、ある種のコミュニティ作りという面も併せることが必要だと思います。

【座長】 それでは、特にご意見がなければ、次回までじっくり検討して、事前にご意見をいただいてもいいですし、次回の検証委員会で全体の見直しを行いますので、その中で話していただくのがいいと思います。

【委員】 次の検証委員会までの間に庁内検証委員会がありますので、ぜひそこで、市民検証委員会で出てきた議論について考えていただきたいと思います。11月の検証委員会で意見を付け加える前に中間報告がされてしまうと、せっかく1年かけて検証してきた事が、前回の市民検証委員会と変わらないよね、と言う事になってしまいます。

【委員】 11月ではなくて、中間報告や会派説明に入る前、庁内検証委員会が終わったあたりに、市民検証委員会を入れていただくというのは難しいですか。全体のスケジュールは遅れていますよね。遅れてしまった結果、今のようになっていると思うので、ある程度の事が満足いくような形で中間報告と会派説明をしていただきたいという思いが残ってしまいます。

【事務局】 議会もこの市民検証委員会の動きを注目しており、委員会の状況について質問されます。議会に対しては、このような検証に入りますという説明を1度しかしておりませんので、中間的にこのような意見が出されていますという形で、あくまで途中経過の報告ということで、今までいただいたご意見やご提言を知って頂くという意味合いで、この時期に実施させていただければと思っています。最終

的には最終報告をいたしますので、その時にみなさんのご意見を全てまとめたものを報告いたします。

【委員】 そうだとすれば、資料2は中間報告の資料として出さない方がいいのではないのでしょうか。

【委員】 資料2は出しても構わないけれども、庁内検証委員会と市長への中間報告の中で、どんな意見が出されたのかを教えていただきたいと思います。中間報告に対して意見を言っていたらいいのですが、何も意見が出ないと寂しいし、事務局側に対して、庁内検証委員会や中間報告で我々の意見をきちんと挙げたのですか、という不毛な議論はしたくありません。紙ベースでも対話ができるやり方がいくつかあると思います。その辺りをきちんとしていただきたいと思います。

【委員】 中間報告を行う前に、報告する内容を我々に見せてもらえるといいと思います。

【委員】 報告するだけでなく、意見をもらってきただけるといいと思います。

【委員】 会派説明の反応を説明していただかないと対話が生まれないので、全然対等ではなくなってしまいます。

【事務局】 説明に何う場合は様々な質問があると思いますので、そのやりとりをご報告できると思います。

【座長】 中間報告の前に、どのような報告を出すのかについて教えていただきたいと思います。

【事務局】 報告書についてですが、この資料とほぼ変更しない予定です。表書きがあつて、やりとりを出すというようにイメージしています。このまとめ（資料）に頂いた意見や課題を現段階で整理してお出ししたいと思います。

<p>【座長】</p>	<p>では、11月の検証委員会を開催する前に、中間報告の結果報告をいただくということで、特に会議を設けなくてもいいでしょうか。その結果報告を踏まえて、11月の検証委員会で全体のご意見があれば出していただくということでよろしいでしょうか。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>報告した結果について皆さんに何らかの形でお伝えいたします。</p>
<p>【座長】</p>	<p>それでは、本日最後の議事になります。 <u>4.その他</u> とありますが、ここままで、議事内容のほかに、委員のご意見はありますか。特になければ本日の議事を終了いたします。事務局に御返しいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>長時間に渡り、ご議論いただきありがとうございました。次回の予定につきましては、11月に予定しておりますので、後日、皆さまと調整させていただきたいと思います。 それでは、これをもちまして、第7回会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____